KDDI Area Ethernet (OTNet) サービス 契約約款

^{令和6年2月1日} KDDI株式会社

第1章 総則

第1条 約款の適用

第2条 約款の変更

第3条 用語の定義

第2章 KDDI Area Ethernet (OTNet) サービスの提供区域

第4条 KDDI Area Ethernet (OTNet) サービスの提供区域

第3章 KDDI Area Ethernet (OTNet) サービスの品目

第5条 KDDI Area Ethernet (OTNet) サービスの品目

第4章 契約

第6条 契約の単位

第7条 契約者回線の終端

第8条 収容区域

第9条 高速イーサネット網サービス契約申込の方法

第10条 高速イーサネット網サービス契約申込の承諾

第11条 最低利用期間

第12条 品目の変更

第13条 契約者回線の増設又は廃止

第14条 契約者回線の移転

第15条 契約者回線の異経路

第16条 契約者回線の利用の一時中断

第17条 その他の契約内容の変更

第18条 高速イーサネット網サービス契約に基づく権利の譲渡の禁止

第19条 契約者が行う高速イーサネット網サービス契約の解除

第20条 当社が行う高速イーサネット網サービス契約の解除

第21条 その他の提供条件

第5章 契約者回線群の設定等

第22条 契約者回線群の設定等

第23条 契約者回線群の変更

第24条 契約者回線群の廃止

第6章 端末設備の提供等

第25条 端末設備の提供

第26条 端末設備の移転

第27条 端末設備の利用の一時中断

第7章 回線相互接続

第28条 当社又は他社の電気通信回線の接続

第8章 利用中止等

第29条 利用中止

第30条 利用停止

第9章 通信

第31条 通信の条件

第32条 通信利用の制限等

第10章 料金等

第1節 料金及び工事に関する費用 第33条 料金及び工事に関する費用

第2節 料金等の支払義務

第34条 定額利用料の支払義務

第35条 工事費の支払義務

第36条 設備費の支払義務

第3節料金の計算方法等

第37条 料金の計算方法等

第4節 割増金及び遅延損害金

第38条 割増金

第39条 遅延損害金

第11章 保守

第40条 契約者の維持責任

第41条 契約者の切分責任

第42条 修理又は復旧の順位

第12章 損害賠償

第43条 責任の制限

第44条 免責

第13章 雑則

第45条 承諾の限界

第46条 利用に係る契約者の義務

第46条の2 契約者に係る情報の取得

第46条の3 契約者に係る情報の利用

第47条 契約者からの契約者回線及び端末設備の設置場所の提供等

第48条 KDDI Area Ethernet (OTNet) サービスの技術的事項及び技術資料の 閲覧

第49条 法令に規定する事項

第50条 閲覧

第14章 附帯サービス

第51条 附帯サービス

別記

別表

料金表

第1表 KDDI Area Ethernet(OTNet) サービスの料金

第2表 工事に関する費用

第3表 附帯サービスに関する料金

附則

第1章 総則

(約款の適用)

- 第1条 当社は、KDDI Area Ethernet(OTNet) サービス契約約款(以下「約款」といいます。)を定め、これによりKDDI Area Ethernet (OTNet) サービス(当社がこの約款以外の契約約款等を定め、それにより提供するものを除きます。)を提供します。
- (注)本条のほか、当社は、KDDI Area Ethernet (OTNet)サービスに附帯するサービス (当社が別に定めるものを除きます。以下「附帯サービス」といいます。)をこの約款により提供します。

(約款の変更)

- 第2条 当社は、民法の定めに従い、この約款を変更することがあります。この場合には、料金その他の提供条件は、変更後の約款によります。当社は、変更後の本約款及びその効力発生時期を、当社の指定するホームページその他相当の方法で周知するものとし、変更後の本約款は、当該効力発生時期が到来した時点で効力を生じるものとします。
- 2 当社は、事業法施行規則第22条の2の3第2項第1号に該当する場合であって、 当社からの申出により提供条件の変更を行う場合、個別の通知及び説明に代え、当 社の指定するホームページにその内容を掲示します。

(用語の定義)

第3条 この約款においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

用 語	用語の意味
1 電気通信設備	電気通信を行うための機械、器具、線路その他の電気的 設備
2 電気通信サービス	電気通信設備を使用して他人の通信を媒介すること、そ の他電気通信設備を他人の通信の用に供すること
3 高速イーサネット 収容網	サービス提供区域(当社が別記1に定める区域をいいます。)内において、主としてデータ通信の用に供することを目的としてイーサネットフレームにより符号の伝送交換を行うための電気通信回線設備(送信の場所と受信の場所との間を接続する伝送路設備及びこれと一体として設置される交換設備並びにこれらの附属設備をいいます。以下同じとします。)
4 KDDI Area Ethern	高速イーサネット収容網を使用して行う電気通信サービ
et (OTNet)サービス	ス
5 高速イーサネット	OTNet株式会社の高速イーサネット網サービス契約約款
網サービス取扱局	に定める高速イーサネット網サービス取扱局
6 高速イーサネット	KDDI Area Ethernet (OTNet) サービスに関する業務を
網サービス取扱所	行う当社の事務所
7 高速イーサネット	当社からKDDI Area Ethernet (OTNet) サービスの提供
網サービス契約	を受けるための契約(高速イーサネット網サービス臨時

	契約となるものを除きます。)
8 高速イーサネット 網サービス臨時契約	3 O 日以内の利用期間を指定して当社からKDDI Area Et hernet (OTNet) サービスの提供を受けるための契約
9 契約者	当社と高速イーサネット網サービス契約又は高速イーサ ネット網サービス臨時契約を締結している者
10 収容局設備	高速イーサネット収容網に所属する高速イーサネット網 サービス取扱局に設置される電気通信設備
11 契約者回線	高速イーサネット網サービス契約又は高速イーサネット 網サービス臨時契約に基づいて、高速イーサネット収容 網を含む契約の申込者が指定する場所との間に設置され る1の電気通信回線
12 中継回線	収容局設備と他の収容局設備とに設置される電気通信回 線
13 高速イーサネット 網契約者回線群	高速イーサネット収容網を使用して相互に通信を行うことができる契約者回線又は契約者回線及び中継回線から 構成される回線群
14 端末設備	契約者回線の一端に接続される電気通信設備であって、 1の部分の設置の場所が他の部分の設置の場所と同一の 構内(これに準ずる区域内を含みます。)又は同一の建 物内であるもの
15 自営端末設備	契約者が設置する端末設備
16 自営電気通信設備	電気通信事業者以外の者が設置する電気通信設備であっ て、端末設備以外のもの
17 技術基準等	端末設備等規則(昭和60年郵政省令第31号)及び当 社が別に定める端末設備等の接続の技術的条件
18 消費税相当額	消費税法(昭和63年法律第108号)及び同法に関する法令の規定に基づき課税される消費税の額、並びに地方税法(昭和25年法律第226号)及び同法に関する法令の規定に基づき課税される地方消費税の額

第2章 KDDI Area Ethernet (OTNet) サービスの提供区域

(KDDI Area Ethernet (OTNet) サービスの提供区域)

- 第4条 当社のKDDI Area Ethernet (OTNet) サービスは、当社が別記1に定める提供区域において提供します。
- 2 当社は、当社が指定する高速イーサネット網サービス取扱所において、KDDI Are a Ethernet (OTNet) サービスのサービス提供地域を閲覧に供します。

第3章 KDDI Area Ethernet (OTNet) サービスの品目

(KDDI Area Ethernet (OTNet) サービスの品目) 第5条 当社のKDDI Area Ethernet (OTNet) サービスには、料金表に規定する品目 があります。

第4章 契約

(契約の単位)

第6条 当社は、契約者回線1回線ごとに1の高速イーサネット網サービス契約又は 高速イーサネット網サービス臨時契約を締結します。この場合、契約者は、1の高 速イーサネット網サービス契約につき1人に限ります。

(契約者回線の終端)

- 第7条 当社は、契約者が指定した場所内の建物又は工作物において、当社の線路から原則として最短距離にあって、堅固に施設できる地点に回線終端装置を設置し、 これを契約者回線の終端とします。
- 2 当社は、前項の地点を定めるときは、契約者と協議します。

(収容区域)

- 第8条 当社は、料金表に定めるところにより収容区域を設定します。
- 2 当社は、当社が指定する高速イーサネット網サービス取扱所においてその収容区域を閲覧に供します。

(高速イーサネット網サービス契約申込の方法)

- 第9条 高速イーサネット網サービス契約の申込みをするときは、次に掲げる事項に ついて記載した当社所定の契約申込書を契約事務を行う高速イーサネット網サービ ス取扱所に提出していただきます。
 - (1) KDDI Area Ethernet (OTNet) サービスの品目
 - (2)契約者回線の終端の場所
 - (3) 契約者回線群
 - (4)回線群代表者
 - (5) その他KDDI Area Ethernet (OTNet) サービスの内容を特定するために必要な 事項

(高速イーサネット網サービス契約申込の承諾)

- 第10条 当社は、高速イーサネット網サービス契約の申込みがあったときは、受け付けた順序に従って承諾します。
- 2 当社は、高速イーサネット網サービス臨時契約があった場合は、申込みのあった 契約者回線を設置するために必要な電気通信設備に余裕があるときに限り、その申 込みを承諾します。
- 3 当社は、前2項の規定にかかわらず、次の場合には、その高速イーサネット網サービス契約の申込みを承諾しないことがあります。
- (1)契約者回線を設置し、又は保守することが技術上著しく困難なとき。
- (2) 高速イーサネット網契約の申込みをした者がKDDI Area Ethernet (OTNet) サービスの料金又は工事に関する費用の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。
- (3) その他当社の業務の遂行上著しい支障があるとき。

(最低利用期間)

- 第11条 KDDI Area Ethernet (OTNet) サービスについては、料金表に定めるところにより最低利用期間があります。
- 2 前項の最低利用期間は、KDDI Area Ethernet (OTNet) サービスの提供を開始した日(契約者回線の増設により新たに設置した部分については、その契約者回線の提供を開始した日) から起算して1年間とします。
- 3 契約者は、前項の最低利用期間内に高速イーサネット網サービス契約の解除、契約者回線の廃止、契約者回線の移転若しくは高速イーサネット網契約の品目の変更があった場合は、当社が定める期日までに、料金表に規定する額を支払っていただきます。

(品目の変更)

- 第12条 契約者は、KDDI Area Ethernet (OTNet) サービスの品目の変更を請求する ことができます。
- 2 前項の請求があったときは、当社は、第10条(高速イーサネット網サービス契約申込の承諾)の規定に準じて取り扱います。

(契約者回線の増設又は廃止)

- 第13条 契約者は、契約者回線の増設又は廃止の請求をすることができます。
- 2 前項の請求があったときは、当社は、第10条(高速イーサネット網サービス契約申込の承諾)の規定に準じて取り扱います。

(契約者回線の移転)

- 第14条 契約者は、契約者回線(高速イーサネット網サービス臨時契約を締結しているものを除きます。)の移転の請求をすることができます。
- 2 前項の請求があったときは、当社は、第10条(高速イーサネット網サービス契約) お申込の承諾)の規定に準じて取り扱います。

(契約者回線の異経路)

第15条 当社は、当社の業務の遂行上支障がない場合において、契約者の請求に基づき、その契約者回線(高速イーサネット網サービス臨時契約を締結しているものを除きます。)を通常の経路以外の当社が指定する経路(以下「異経路」といいます。)により設置します。

(契約者回線の利用の一時中断)

第16条 当社は、契約者から請求があったときは、契約者回線の利用の一時中断(その契約者回線を他に転用することなく一時的に利用できないようにすることをいいます。以下同じとします。)を行います。

(その他の契約内容の変更)

- 第17条 当社は、契約者から請求があったときは、第9条(高速イーサネット網サービス契約申込の方法)第3号に規定する契約内容の変更を行います。
- 2 前項の請求があったときは、当社は、第10条(高速イーサネット網サービス契約申込の承諾)の規定に準じて取り扱います。

(高速イーサネット網サービス契約に基づく権利の譲渡の禁止)

第18条 契約者が高速イーサネット網サービス契約に基づいてKDDI Area Ethernet (OTNet) サービスの提供を受ける権利は、譲渡することができません。

(契約者が行う高速イーサネット網サービス契約の解除)

第19条 契約者は、高速イーサネット網サービス契約を解除しようとするときは、そのことをあらかじめ高速イーサネット網サービス取扱所に書面により通知していただきます。

(当社が行う高速イーサネット網サービス契約の解除)

- 第20条 当社は、第30条 (利用停止) の規定によりKDDI Area Ethernet (OTNet) サービスの利用停止をされた契約者が、なおその事実を解消しない場合は、その高速イーサネット網サービス契約を解除することがあります。
- 2 当社は、契約者が第30条(利用停止)第1項各号の規定のいずれかに該当する場合に、その事実が当社の業務の遂行に特に著しい支障を及ぼすと認められるときは、前項の規定にかかわらず、KDDI Area Ethernet (OTNet)サービスの利用停止をしないでその高速イーサネット網サービス契約を解除することがあります。
- 3 当社は、前2項の規定により、その高速イーサネット網サービス契約を解除しようとするときは、あらかじめ契約者にそのことを通知します。

(その他の提供条件)

第21条 高速イーサネット網サービス契約に関するその他の提供条件については、当 社が別記に定めるところによります。

第5章 契約者回線群の設定等

(契約者回線群の設定等)

- 第22条 契約者は、契約者回線群を指定し、高速イーサネット網サービス取扱所に申し出ていただきます。
- 2 前項の場合において、当社は、その契約者回線群に所属する契約者回線に係る契約者の承諾が得られない場合を除き、契約者回線群を設定します。
- 3 第1項の場合において、その設定が契約者回線群を新設するものであるときは、 その契約者回線群に係る契約者の中から回線群代表者(その契約者回線群に係る契 約者であって、契約者回線群の設定、変更又は廃止の手続き等を代表できる契約者 をいいます。以下同じとします。)を指定して、高速イーサネット網サービス取扱 所に届け出ていただきます。
- 4 当社は、前3項により契約者回線群を設定する場合は、1の契約者回線群ごとに 、ネットワーク番号(契約者回線群を識別するために当社が定める番号をいいます 。以下同じとします。)を付与します。

(契約者回線群の変更)

- 第23条 契約者は、1の契約者回線群から他の契約者回線群へ、契約者回線群の変更 の請求を行うことができます。
- 2 前項の請求があったときは、当社は、前条の規定に準じて取り扱います。この場合におけるネットワーク番号は、変更後の契約者回線群に対応するものとします。
- 3 契約者は、その契約者回線群に所属する契約者の承認が得られない場合を除いて、回線群代表者を同一の契約者回線群に所属する他の契約者に変更することができます。

(契約者回線群の廃止)

- 第24条 当社は次の場合には、契約者回線群を廃止します。
 - (1)回線群代表者から、その契約者回線群の廃止の申し出があったとき。
 - (2)回線群代表者に係る全ての契約者回線について、契約の解除があった場合であって、第23条(契約者回線群の変更)第3項に規定する回線群代表者の変更の請求がないとき。
 - (3) その契約者回線群を構成する契約者回線がなくなったとき。

第6章 端末設備の提供等

(端末設備の提供)

- 第25条 当社は、契約者回線について、料金表に定めるところにより端末設備を提供 します。
 - (注) 当社は、その契約者回線が30日以内の利用期間を指定して締結した契約により提供されるものであるときは、臨時端末設備(契約者が30日以内の利用期間を指定して提供を受ける端末設備をいいます。)に限り提供します。

(端末設備の移転)

第26条 当社は、契約者から請求があったときは、当社が提供する端末設備の移転を 行います。

(端末設備の利用の一時中断)

第27条 当社は、契約者から請求があったときは、当社が提供する端末設備の利用の 一時中断(その端末設備を他に転用することなく一時的に利用できないようにする ことをいいます。以下同じとします。)を行います。

第7章 回線相互接続

(当社又は他社の電気通信回線の接続)

- 第28条 契約者は、その契約者回線の終端において、又はその終端に接続されている 電気通信設備を介して契約者回線とOTNet株式会社又はOTNet株式会社以外の電気通 信事業者が設置する電気通信回線との接続の請求をすることができます。この場合 、その接続に係る電気通信回線の名称、その接続を行う場所、その接続を行うため に使用する電気通信設備の名称、その他その接続の請求の内容を特定するための事 項について記載した当社所定の書面を高速イーサネット網サービス取扱所に提出し ていただきます。
- 2 当社は、前項の請求があった場合において、その接続に係る電気通信回線の利用に関するOTNet株式会社又はOTNet株式会社以外の電気通信事業者の契約約款及び料金表によりその接続が制限されるときを除いて、その請求を承諾します。この場合において、当社は、相互に接続した電気通信回線により行う通信について、その品質を保証しません。
- 3 契約者は、その接続について、第1項の規定により高速イーサネット網サービス 取扱所に提出した書面に記載した事項について変更しようとするときは、当社所定 の書面によりその変更の請求をしていただきます。この場合、当社は前項の規定に 準じて取り扱います。
- 4 契約者は、その接続を廃止しようとするときは、そのことをあらかじめ書面により高速イーサネット網サービス取扱所に通知していただきます。

第8章 利用中止等

(利用中止)

- 第29条 当社は、次の場合には、KDDI Area Ethernet (OTNet) サービスの利用を中止することがあります。
 - (1) 当社の電気通信設備の保守上又は工事上やむを得ないとき。
- (2) 第32条(通信利用の制限等)の規定により、通信利用を中止するとき。
- 2 当社は、前項の規定によりKDDI Area Ethernet (OTNet) サービスの利用を中止するときは、あらかじめそのことを契約者に通知します。

ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

(利用停止)

- 第30条 当社は、契約者が次のいずれかに該当するときは、6ヶ月以内で当社が定める期間(そのKDDI Area Ethernet (OTNet) サービスの料金その他の債務(この約款の規定により、支払いを要することとなったKDDI Area Ethernet (OTNet) サービスの料金、工事に関する費用又は割増金等の料金以外の債務をいいます。以下この条において同じとします。)が支払われないときは、その料金その他の債務が支払われるまでの間)、そのKDDI Area Ethernet (OTNet) サービスの利用を停止することがあります。
 - (1) 料金その他の債務について、支払期日を経過してもなお支払わないとき。
 - (2) 第46条(利用に係る契約者の義務)の規定に違反したとき。
 - (3) 当社の承諾を得ずに、契約者回線に自営端末設備、自営電気通信設備、当社以外の電気通信事業者が設置する電気通信回線又は当社の提供する電気通信サービスに係る電気通信回線を接続したとき。
 - (4)契約者回線に接続されている自営端末設備若しくは自営電気通信設備に異常がある場合その他電気通信サービスの円滑な提供に支障がある場合に当社が行う検査を受けることを拒んだとき、又はその検査の結果、技術基準等に適合していると認められない自営端末設備若しくは自営電気通信設備を契約者回線から取りはずさなかったとき。
- 2 当社は、前項の規定によりKDDI Area Ethernet (OTNet) サービスの利用停止を するときは、あらかじめその理由、利用停止をする日及び期間を契約者に通知しま す。

第9章 通信

(通信の条件)

第31条 契約者は、同一の高速イーサネット網サービス契約者回線群内の契約者回線 相互間に限り通信することができます。

(通信利用の制限等)

第32条 当社は、天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生する恐れがある場合で必要と認めたときは、災害の予防若しくは救援、交通、通信若しくは電力の供給の確保又は秩序の維持のために必要な事項を内容とする通信及び公共の利益のため緊急を要する事項を内容とする通信を優先的に取り扱うため、次に掲げる機関に設置されている契約者回線(当社がそれらの機関との協議により定めたものに限ります。)以外のものによる通信の利用を中止する措置をとることがあります。

機関名

気象機関

水防機関

消防機関

災害救助機関

秩序の維持に直接関係がある機関

防衛に直接関係がある機関

海上の保安に直接関係がある機関

輸送の確保に直接関係がある機関

通信役務の提供に直接関係がある機関

電力の供給に直接関係がある機関

水道の供給に直接関係がある機関

ガスの供給に直接関係がある機関

選挙管理機関

別記10に定める基準に該当する新聞社、放送事業者及び通信社の機関

預貯金業務を行う金融機関

その他重要通信を取り扱う国又は地方公共団体の機関

2 当社は、当社が設置した電気通信設備がKDDI Area Ethernet (OTNet) サービス の利用に重大な障害を及ぼす恐れがあることが判明した場合、予防措置として当該 電気通信設備の修理、又は、改善を行うために、KDDI Area Ethernet (OTNet) サービスの利用を中止する措置をとることがあります。

第10章 料金等

第1節 料金及び工事に関する費用

(料金及び工事に関する費用)

- 第33条 当社が提供するKDDI Area Ethernet (OTNet) サービスの料金は、料金表第 1表(KDDI Area Ethernet (OTNet) サービスの料金)に定めるところによります。
- 2 当社が提供するKDDI Area Ethernet (OTNet) サービスの工事に関する費用は、 料金表に定めるところによります。

第2節 料金等の支払義務

(定額利用料の支払義務)

- 第34条 契約者は、その高速イーサネット網サービス契約(高速イーサネット網サービス臨時契約を含みます。以下同じとします。)に基づいて当社がKDDI Area Ethe rnet (OTNet) サービスの提供を開始した日から起算して、高速イーサネット網サービス契約の解除、契約者回線の廃止(以下この条において「解除等」といいます。)があった日の前日までの期間(提供を開始した日と解除等があった日が同一の日である場合は、1日間とします。)について、、定額利用料(料金表第1表(KD DI Area Ethernet (OTNet)の料金)に規定する料金のうち、定額料金であるものをいいます。以下同じとします。)の支払いを要します。
- 2 前項の期間において、利用の一時中断等によりKDDI Area Ethernet (OTNet) サービスを利用することができない状態が生じたときの料金の支払いは、次によります。
- (1) 利用の一時中断をしたときは、契約者は、その期間中の定額利用料の支払いを要します。
- (2) 利用停止があったときは、契約者は、その期間中の定額利用料の支払いを要します。
- (3)前2号の規定によるほか、契約者は、次の場合を除き、KDDI Area Ethernet (OTNet) サービスを利用できなかった期間中の定額利用料の支払いを要します

区 別

支払いを要しない料金

1 契約者の責めによらない理由により、そのKDDI Area Ethernet (OTNet) サービスを全く利用できない状態(その高速イーサネット網サービス契約に係る電気通信設備による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。)が生じた場合(2欄に該当する場合を除きます。)に、そのことを当社が知った時刻から起算して、1時間以上その状態が連続したとき

そのことを当社が知った時刻以降の利用できなかった時間(1時間の倍数である部分に限ります。)について、1時間ごとに時間を計算し、その時間に対応するそのKDDI Area Ethernet(OTNet)サービスについての定額利用料(そのKDDI Area Ethernet(OTNet)サービスの一部を全く利用できない状態の場合は、その部分に係る定額利用料)

2 当社の故意又は重大な過失によりそのKD DI Area Ethernet (OTNet) サービスを全 く利用できない状態が生じたとき。 そのことを当社が知った時刻以後の利用できなかった時間について、その時間に対応するそのKDDI Area Ethernet (OTNet)サービスについての定額利用料(そのKDDI Area Ethernet (OTNet)サービスの一部を全く利用できない状態の場合は、その部分に係る定額利用料)

3 契約者回線の移転に伴って、KDDI Area Ethernet (OTNet) サービスを利用できなくなった期間が生じたとき(契約者の都合によりKDDI Area Ethernet (OTNet) サービスを利用しなかった場合であって、その設備を保留したときを除きます。)。

利用できなくなった日から起算し、再び利用できる状態とした日の前日までの日数に対応するそのKDDI Area Ethernet (OTN et) サービスについての定額利用料(そのKDDI Area Ethernet (OTNet) サービスの一部を全く利用できない状態の場合は、その部分に係る定額利用料)

3 当社は、支払いを要しないこととされた料金が既に支払われているときは、その料金を返還します。

(工事費の支払義務)

- 第35条 契約者は、高速イーサネット網サービス契約の申込み又は工事を要する請求をし、その承諾を受けたときは、料金表に規定する工事費の支払いを要します。ただし、工事の着手前にその高速イーサネット網サービス契約の解除又はその工事の請求の取消し(以下この条において「解除等」といいます。)があった場合は、この限りではありません。この場合、既にその工事費が支払われているときは、当社は、その工事費を返還します。
- 2 工事の着手後完了前に解除等があった場合は、前項の規定にかかわらず、契約者は、その工事に関して解除等があったときまでに着手した工事の部分について、その工事に要した費用を負担していただきます。この場合において、負担を要する費用の額は、その費用の額に消費税相当額を加算した額とします。

(設備費の支払義務)

第36条 契約者は、特別な電気通信設備の新設等を要する高速イーサネット網サービス契約の申込み又は請求をし、その承諾を受けたときは、料金表に規定する設備費の支払いを要します。

ただし、契約者回線の設備等の工事の着手前にその高速イーサネット網サービス 契約の解除又は工事の取消し(以下この条において「解除等」といいます。)があった場合には、この限りではありません。この場合、既にその設備費が支払われているときは、当社は、その設備費を返還します。

2 工事の着手後完了前に解除等があった場合は、前項の規定にかかわらず、契約者は、その工事に関して解除等があったときまでに着手した工事(解除等を行う前に 設備費の支払いを要することとなっていた部分に限ります。)の部分について、そ の工事に要した費用を負担していただきます。この場合において、負担を要する費用の額は、その費用の額に消費税相当額を加算した額とします。

第3節 料金の計算方法等

(料金の計算方法等)

第37条 料金の計算方法並びに料金及び工事に関する費用の支払い方法は、料金表通則に定めるところによります。

第4節 割増金及び遅延損害金

(割増金)

第38条 契約者は、料金又は工事に関する費用の支払いを不法に免れた場合は、その免れた額のほか、その免れた額(消費税相当額を加算しない額とします。)の2倍に相当する額に消費税相当額を加算した額を割増金として、当社が別に定める方法により支払っていただきます。

(遅延損害金)

第39条 契約者は、料金その他の債務(遅延損害金を除きます。)について支払期日を経過してもなお支払いがない場合には、支払期日の翌日から起算して支払いの日の前日までの日数について、年10%の割合で計算して得た額を遅延損害金として当社が別に定める方法により支払っていただきます。

ただし、支払期日の翌日から起算して10日以内に支払いがあった場合は、この限りではありません。

第11章 保守

(契約者の維持責任)

第40条 契約者は、自営端末設備又は自営電気通信設備を、技術基準等に適合するよう維持していただきます。

(契約者の切分責任)

- 第41条 契約者は、自営端末設備又は自営電気通信設備が契約者回線に接続されている場合であって、契約者回線その他当社の電気通信設備を利用することができなくなったときは、その自営端末設備又は自営電気通信設備に故障のないことを確認のうえ、当社に修理の請求をしていただきます。
- 2 前項の確認に際して、契約者から請求があったときは、当社は、高速イーサネット網サービス取扱局において試験を行い、その結果を契約者にお知らせします。
- 3 当社は、前項の試験により当社が設置した電気通信設備に故障がないと判定した場合において、契約者の請求により当社の係員を派遣した結果、故障の原因が自営端末設備又は自営電気通信設備にあったときは、契約者にその派遣に要した費用を負担していただきます。この場合の負担を要する費用の額は、派遣に要した費用の額に消費税相当額を加算した額とします。

(修理又は復旧の順位)

第42条 当社は、当社の設置した電気通信設備が故障し、又は滅失した場合に、その全部を修理し、又は復旧することができないときは、第32条(通信利用の制限等)の規定により優先的に取り扱われる通信を確保するため、次の順位に従って電気通信設備を修理し、又は復旧します。この場合において、第1順位及び第2順位の電気通信設備は、同条の規定により当社がそれらの機関との協議により定めたものに限ります。

「一致りみ	
順位	修理又は復旧する電気通信設備
1	気象機関に設置されるもの
	水防機関に設置されるもの
	消防機関に設置されるもの
	災害救助機関に設置されるもの
	秩序の維持に直接関係がある機関に設置されるもの
	防衛に直接関係がある機関に設置されるもの
	海上の保安に直接関係がある機関に設置されるもの
	輸送の確保に直接関係がある機関に設置されるもの
	通信役務の提供に直接関係がある機関に設置されるもの
	電力の供給に直接関係がある機関に設置されるもの
2	水道の供給に直接関係がある機関に設置されるもの
	ガスの供給に直接関係がある機関に設置されるもの
	選挙管理機関に設置されるもの
	別記10に定める基準に該当する新聞社、放送事業者又は通信社の機関に
	設置されるもの
	預貯金業務を行う金融機関に設置されるもの
	その他重要通信を取り扱う国又は地方公共団体の機関に設置されるもの
	(第1順位となるものを除きます。)

第12章 損害賠償

(責任の制限)

- 第43条 当社は、KDDI Area Ethernet (OTNet) サービスを提供すべき場合において、当社の責めに帰すべき理由によりその提供をしなかったときは、そのKDDI Area Ethernet (OTNet) サービスが全く利用できない状態(その契約に係る電気通信設備による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度となる場合を含みます。以下この条において同じとします。)にあることを当社が知った時刻から起算して、第34条(定額利用料の支払義務)第2項第3号の表の1欄に規定する時間以上その状態が連続したときに限り、その契約者の損害を賠償します。
- 2 前項の場合において、当社は、KDDI Area Ethernet (OTNet) サービスが全く利用できない状態にあることを当社が知った時刻以降のその状態が連続した時間(第34条(定額利用料の支払義務)第2項第3号の表の1欄に規定する時間の倍数である部分に限ります。)に対応するそのKDDI Area Ethernet (OTNet) サービスに係る料金額(そのKDDI Area Ethernet (OTNet) サービスの一部を全く利用できない状態の場合は、その部分に係る料金)を発生した損害とみなし、その額に限って賠償します。
- 3 当社の故意又は重大な過失によりKDDI Area Ethernet (OTNet) サービスの提供をしなかったときは、前2項の規定は適用しません。

(免責)

- 第44条 当社は、KDDI Area Ethernet (OTNet) サービスに係る設備その他の電気通信設備の設置、撤去、修理又は復旧の工事に当たって、契約者に関する土地、建物その他の工作物等に損害を与えた場合に、それがやむを得ない理由によるものであるときは、その損害を賠償しません。但し、当社に故意又は重過失がある場合には、この限りではありません。
- 2 当社は、この約款等の変更により自営端末設備又は自営電気通信設備の改造又は 変更(以下この条において「改造等」といいます。)を要することとなる場合であっても、その改造等に要する費用については負担しません。

ただし、端末設備等の接続の技術的条件(以下この条において「技術的条件」といいます。)の規定の変更(高速イーサネット網サービス取扱局に設置する電気通信設備の変更に伴う技術的条件の規定の変更を含みます。)により、現に契約者回線に接続されている自営端末設備又は自営電気通信設備の改造等を要する場合は、当社は、その改造等に要する費用のうちその変更した規定に係る部分に限り負担します。

第13章 雑 則

(承諾の限界)

第45条 当社は、契約者から工事その他の請求があった場合に、その請求を承諾する ことが技術的に困難なとき、又は保守することが著しく困難である等当社の業務の 遂行上支障があるときは、その請求を承諾しないことがあります。この場合は、そ の理由をその請求をした契約者に通知します。

ただし、この約款において別段の定めがある場合には、その定めるところによります。

(利用に係る契約者の義務)

第46条 契約者は次のことを守っていただきます。

(1) 当社が高速イーサネット網サービス契約に基づき設置した電気通信設備を移動 し、取りはずし、変更し、分解し、若しくは損壊し、又はその設備に線条その他 の導体を連絡しないこと。

ただし、天災、事変、その他の事態に際して保護する必要があるとき又は自営端末設備若しくは自営電気通信設備の接続若しくは保守のため必要があるときは、この限りではありません。

- (2) 通信の伝送交換に妨害を与える行為を行わないこと。
- (3) 当社が業務の遂行上支障がないと認めた場合を除いて、当社が高速イーサネット網サービス契約に基づき設置した電気通信設備に他の機械、付加物品等を取り付けないこと。
- (4) 当社が高速イーサネット網サービス契約に基づき設置した電気通信設備を善良 な管理者の注意をもって保管すること。
- 2 契約者は、前項の規定に違反して電気通信設備を亡失し、又はき損したときは、 当社が指定する期日までにその補充、修繕その他の工事等に必要な費用を支払って いただきます。

(契約者に係る情報の取得)

第46条の2 契約者は、KDDI Area Ethernet (OTNet) サービスの提供にかかわるものの氏名若しくは名称、電気通信番号、住所若しくは居所又は請求書の送付先等の情報を当社が取得することを承諾するものとします。

(契約者に係る情報の利用)

- 第46条の3 当社は、第46条の2に定める契約者に係る情報を、当社の電気通信サービスに係る契約の申込み、契約の締結、料金の適用又は料金の請求その他の当社の契約約款等の規定に係る業務の遂行上必要な範囲で利用します。
- 2 第46条の2及び前項に定めるほか、本サービスに関して取得した契約者に関する情報の取扱いについては、別途当社の定める「KDDIプライバシーポリシー (https://www.kddi.com/corporate/kddi/public/privacy/)」が適用されます。

(契約者からの契約者回線及び端末設備の設置場所の提供等)

第47条 契約者からの契約者回線及び端末設備の設置場所の提供等については、当社

が別記4に定めるところによります。

(KDDI Area Ethernet (OTNet) サービスの技術的事項及び技術資料の閲覧)

- 第48条 KDDI Area Ethernet (OTNet) サービスにおける基本的な技術的事項は、別表のとおりとします。
- 2 当社は、当社が指定する高速イーサネット網サービス取扱所において、KDDI Are a Ethernet (OTNet) サービスを利用する上で参考となる事項を記載した技術資料を閲覧に供します。

(法令に規定する事項)

- 第49条 KDDI Area Ethernet (OTNet) サービスの提供又は利用にあたり、法令に定めがある事項については、その定めるところによります。
 - (注) 法令に定める事項については、別記5から9に定めるところによります。

(閲覧)

第50条 この約款において、当社が別に定めることとしている事項については、当社 は閲覧に供します。

第14章 附帯サービス

(附帯サービス)

第51条 KDDI Area Ethernet (OTNet) サービスに関する附帯サービスの取扱いについては、別記12に定めるところによります。

- 1 KDDI Area Ethernet (OTNet) サービスの提供区域
- (1) KDDI Area Ethernet (OTNet) サービスは、次に掲げる区域において提供します。

KDDI Area Ethernet (OTNet) サービスの提供区域

OTNet株式会社の契約約款に定める提供区域(KDDI Area Ethernet (OTNet)サービスに相当する電気通信サービスに係るものに限ります。)と同じとします。

2 契約者の地位の承継

- (1) 相続又は法人の合併により契約者の地位の承継があったときは、相続人又は合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人は、これを証明する書類を添えて、速やかに高速イーサネット網サービス取扱所に通知していただきます。
- (2) (1) の場合に、地位を承継した者が2人以上あるときは、そのうちの1人を当 社に対する代表者と定め、これを通知していただきます。これを変更したときも 同様とします。
- (3) 当社は、(2) の規定による代表者の通知があるまでの間、その相続人のうちの1人を代表者として取り扱います。

3 契約者の氏名等の変更

- (1)契約者は、その氏名、名称、住所若しくは居所又は請求書の送付先等に変更があったときは、そのことをすみやかに契約事務を行う高速イーサネット網サービス取扱所に届け出ていただきます。
- (2) 当社は、(1) の届出があったときは、その届出のあった事実を証明する書類を提示していただくことがあります。
- (3) 契約者が(1) の届出を怠ったとき又は事実と異なる届出を行ったときは、当社がこの約款に規定する通知は、当社に届出を受けている氏名、名称、住所若しくは居所又は請求書の送付先への郵送等の通知をもって、その通知を行ったものとみなします。

4 契約者からの契約者回線等の設置場所の提供等

- (1)契約者回線の終端のある構内(これに準ずる区域内を含みます。)又は建物内において、当社が契約者回線等を設置するために必要な場所は、その契約者から提供していただきます。
- (2) 当社が高速イーサネット網サービス契約に基づいて設置する端末設備その他の 電気通信設備に必要な電気は、契約者から提供していただくことがあります。
- (3) 契約者は、契約者回線の終端のある構内(これに準ずる区域内を含みます。) 又は建物内において、当社の電気通信設備を設置するために管路等の特別な設備 を使用することを希望するときは、自己の負担によりその特別な設備を設置して いただきます。

5 自営端末設備の接続

(1)契約者は、その契約者回線の終端において、又はその終端に接続されている電 気通信設備を介して、その契約者回線に自営端末設備を接続するときは、その接 続の請求をしていただきます。この場合において、事業法第53条第2項(同法第104条第4項において準用する場合を含む。)、同法第58条(第104条第7項において準用する場合を含む。)又は同法第65条の規定により表示が付されている端末機器以外の自営端末設備を接続するときは、当社所定の書面により、その接続の請求をしていただきます。

- (2) 当社は、(1) の請求があったときは、次の場合を除いて、その請求を承諾します。
 - ア その接続が技術基準等に適合しないとき。
 - イ その接続が事業法施行規則第31条で定める場合に該当するとき。
- (3) 当社は、(2) の請求の承諾に当たっては、事業法施行規則第32条第1項で定める場合に該当するときを除いて、その接続が技術基準等に適合するかどうかの検査を行います。
- (4) (3) の検査を行う場合、当社の係員は、所定の証明書を提示します。
- (5)契約者がその自営端末設備を変更したときについても、(1)から(4)の規 定に準じて取り扱います。
- (6) 契約者は、その専用回線等に接続されている自営端末設備を取りはずしたとき は、そのことを当社に通知していただきます。

6 自営端末設備に異常がある場合等の検査

- (1) 当社は、契約者回線に接続されている自営端末設備に異常がある場合その他電気通信サービスの円滑な提供に支障がある場合において必要があるときは、契約者に、その自営端末設備の接続が技術基準等に適合するかどうかの検査を受けることを求めることがあります。この場合、契約者は、正当な理由がある場合その他の事業法施行規則32条第2項で定める場合を除いて、検査を受けることを承諾していただきます。
- (2) (1) の検査を行う場合、当社の係員は、所定の証明書を提示します。
- (3) (1) の検査を行った結果、自営端末設備が技術基準等に適合していると認められないときは、契約者は、その自営端末設備を契約者回線等から取りはずしていただきます。

7 自営電気通信設備の接続

- (1)契約者は、契約者回線の終端において、又はその終端に接続されている電気通信設備を介して、その契約者回線に自営電気通信設備を接続するときは、その接続を行う場所、その自営電気通信設備を構成する機器の名称その他その請求の内容を特定するための事項について記載した当社所定の書面により、その接続の請求をしていただきます。
- (2) 当社は、(1) の請求があったときは、次の場合を除いて、その請求を承諾します。
 - ア その接続が技術基準等に適合しないとき。
 - イ その接続により当社の電気通信回線設備の保持が経営上困難となることについて、事業法第52条第1項第2号による総務大臣の認定を受けたとき。
 - (3) 当社は、(2) の請求の承諾に当たっては、事業法施行規則第32条第1項で 定める場合に該当するときを除いて、その接続が技術基準等に適合するかどう かの検査を行います。

- (4) (3) の検査を行う場合、当社の係員は、所定の証明書を提示します。
- (5) 契約者がその自営電気通信設備を変更したときについても、(1) から(4) の規定に準じて取り扱います。
- (6) 契約者は、その契約者回線に接続されている自営電気通信設備を取りはずしたときは、そのことを当社に通知していただきます。

8 自営電気通信設備に異常がある場合等の検査

- (1)契約者回線に接続されている自営電気通信設備に異常がある場合その他電気通信サービスの円滑な提供に支障がある場合において必要があるときは、契約者に、その自営電気通信設備の接続が技術基準等に適合するかどうかの検査を受けることを求めることがあります。この場合、契約者は、正当な理由がある場合その他事業法施行規則第32条第2項で定める場合を除いて、検査を受けることを承諾していただきます。
- (2) (1) の検査を行う場合、当社の係員は、所定の証明書を提示します。
- (3) (1) の検査を行った結果、自営電気通信設備が技術基準等に適合していると認められないときは、契約者は、その自営電気通信設備を契約者回線から取りはずしていただきます。

9 当社の維持責任

当社は、当社の設置した電気通信設備を事業用電気通信設備規則(昭和60年郵政省令第30号)に適合するよう維持します。

10 新聞社等の基準

区分	基準
1 新聞社	次の基準の全てを備えた日刊新聞紙を発行する新聞社 (1)政治、経済、文化その他公共的な事項を報道し、又 は論議することを目的としてあまねく発売されること 。 (2)発行部数が、1の題号について8,000部以上であること
2 放送事業者	電波法(昭和25年法律第131号)の規定により放送局の免 許を受けた者
3 通信社	新聞社又は放送事業者にニュース(1欄の基準の全てを備えた日刊新聞紙に掲載し、又は放送事業者が放送をするためのニュース又は情報(広告を除きます。)をいいます。)を提供することを主な目的とする通信社

11 技術資料の項目

項 目

自営端末設備又は自営電気通信設備に係る接続条件

- (1)物理的条件
- (2) 電気的条件及び光学的条件
- (3) 論理的条件

(注) 品目によっては、閲覧に供することができない項目があります。

12 支払証明書の発行

- (1) 当社は、契約者から請求があったときは、その契約者に係るKDDI Area Ethern et (OTNet) サービスの支払証明書を発行します。
- (2) 契約者は、(1)の請求をし、その承諾を受けたときは、料金表第3表 (附帯サービスに関する料金)に規定する手数料の支払いを要します。

別表 基本的な技術的事項

1 回線終端装置の技術的事項

(1) 固定速度型のもの

品目	物理的条件	相互接続回路	
10Mb/sのもの	 ISO標準IS8877準拠	IEEE802.3 10BASE-T準拠	
100Mb/sのもの	130保华1300//华拠	IEEE802.3u 100BASE-TX準拠	

(2) 可変速度型のもの

品目				
上限伝送速 度	最低伝送速度	物理的条件	相互接続回路	
	1 M b / s			
10Mb/	2 M b / s	ISO標準IS8877	IEEE802.3 10BASE-T準拠	
s のもの	3 M b / s	準拠	ICCEOUZ.3 IUDASE-1年拠	
	5 M b / s			

诵則

(料金表の適用)

1 KDDI Area Ethernet (OTNet) サービスの料金及び工事に関する費用は、このKD DI Area Ethernet (OTNet) サービス料金表(以下「料金表」といいます。) に規定するほか、当社が別に定めるところによります。

(料金の計算方法)

- 2 当社は、契約者がその高速イーサネット網サービス契約(高速イーサネット網サービス臨時契約を締結している者を除きます。)に基づいて支払う料金を暦月に従って計算します。
- 3 当社は、次の場合が生じたときは、月額で定められる料金(以下「月額料金」といいます。)をその利用日数に応じて日割りします。
- (1) 暦月の初日以外の日にKDDI Area Ethernet (OTNet) サービスの提供開始(端末設備についてはその提供開始)があったとき。
- (2) 暦月の初日以外の日にKDDI Area Ethernet (OTNet) サービスの解除(端末設備についてはその廃止)があったとき。
- (3) 暦月の初日にKDDI Area Ethernet (OTNet) サービスの開始(端末設備についてはその提供開始)を行い、その日にKDDI Area Ethernet (OTNet) サービスの解除(端末設備についてはその廃止)があったとき。
- (4) 暦月の初日以外の日にKDDI Area Ethernet (OTNet) サービスの品目等の変更 等により月額料金の額が増加又は減少したとき、この場合、増加又は減少後の月 額料金は、その増加又は減少のあった日から適用します。
- (5) 第34条(定額利用料の支払義務)第2項第3号の表の規定に該当するとき
- 4 3の規定による月額料金の日割は暦日数により行います。

(料金等の支払い)

- 5 契約者は、料金及び工事に関する費用について、当社が指定する期日までに、当 社が指定する高速イーサネット網サービス取扱所又は金融機関等において支払って いただきます。
- 6 料金及び工事に関する費用は、支払期日の到来する順序に従って支払っていただきます。

(端数処理)

7 当社は、料金その他の計算において、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。

(料金等の一括後払い)

8 当社は、当社に特別の事情がある場合は、5及び6の規定にかかわらず、契約者 の了承を得て、2か月以上の料金を、当社が指定する日までに、まとめて支払って いただくことがあります。

(料金前払いに伴う料金の減額)

9 契約者(高速イーサネット網サービス臨時契約を締結している者を除きます。)

は、高速イーサネット網サービスに関する料金について、当該月分を含む6ヶ月分 又は1年分の料金を一時に支払うことができます。

ただし、当該月分の料金が日割りによるものであるとき、又は当該月分の料金が 支払い末日までに支払われないときは、この限りではありません。

10 契約者が、10の規定により一時払いにより料金を支払う場合は、その料金を 次の割引率で減額します。

区 分	割引率
6ヶ月分の料金を一時払いにより支払う場合	1.3%
1年分の料金を一時払いにより支払う場合	3.0%

(消費税相当額の加算)

11 第34条(定額利用料の支払義務)から第36条(設備費の支払義務)までの規定 その他この約款の規定により、支払いを要するものとされている料金又は工事に関する費用の額は、この約款に定める税抜価格(消費税相当額を含まない価格をいいます。以下同じとします。)に基づき算定した額に消費税相当額を加算した額とします。

ただし、料金表 第 1 表 KDDI Area Ethernet (OTNet) サービスの料金 第 1 高速イーサネット網サービス臨時契約以外に係るもの 1 適用 (3)最低利用期間内に高速イーサネット網サービス契約の解除があった場合の料金の適用 イ、(4)長期継続利用に係る料金の適用 ク若しくはケに定める料金 又はKDDI Area Ethernet (OTNet)サービスの遅延損害金については、この限りでありません。

(料金等の臨時減免)

12 当社は、災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、この料金表の規定にかかわらず、臨時に、その料金又は工事に関する費用を減免することがあります

(閲覧)

13 この料金表において、当社が別に定めることとしている事項については、当社 は閲覧に供します。

(料金等の請求)

1 4 KDDI Area Ethernet (OTNet)サービスに係る料金その他の債務の請求については、この約款、当社の「WEB de 請求書ご利用規約」又は当社の「KDD I まとめて請求に係る取扱い規約」のほか、当社が別に定めるところによります

0

- 第1表 KDDI Area Ethernet (OTNet) サービスの料金
- 第1 高速イーサネット網サービス臨時契約以外に係るもの
 - 1 適用

KDDI Area Ethernet (OTNet) サービスの料金の適用については、第34条(定額利用料の支払義務)の規定によるほか、次のとおりとします。

領利用科の文仏	仏義務)の規定によるはか、火のとありとします。			
区分	内容			
(1)収容区域	ア 当社は、高速イーサネット網サービス取扱局に契約者回線			
の設定	を収容する区域(以下「収容区域」といいます。)を定めま			
17 1270	す。	, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,		
	イ 収容区域は、行政区画、その地域の社会的、経済的、地理			
	的条件、需要動向及び当社の電気通信設備の状況等を考慮し			
	の末け、需女 て設定します			
(0)		<u> </u>		
(2)サービス	•	rea Ethernet (OTNet) サービスに係る料金額		
クラス及び		たって、次表のとおり通信の態様によるサービ		
品目に係る	スクラス及び品	- · - · -		
料金の適用	ア サービスク	ラスによる通信の区分		
	区分	内容		
		高速イーサネット網サービス取扱局の回線収		
	!	容部(以下「回線収容部」といいます。)を		
	固定速度型	1契約者回線で専用し、高速イーサネット収		
	(専用固定	容網が通常状態にあり、網輻輳が発生してい		
	速度クラス	ない場合に、契約者が指定する伝送速度(契		
	1	約者があらかじめ指定する利用可能な符号伝		
		送速度をいいます。以下同じとします。)に		
		よる通信を行うことができるもの。		
		回線収容部を複数契約者回線で共用し、高速		
		日		
	可変速度型 輳が発生していない場合に、契約者が指定す 可変速度型 ス島低に送速度 (割約者がまらればぬ地向す			
	(出田可変) る最低伝送速度(契約者かめらかしの指定す			
	一束世クラス	る最低利用可能な符号伝送速度をいいます。		
)	以下同じとします。)による通信を行うこと		
		ができるものであって、かつ網に余裕がある		
		場合に契約者が指定する上限伝送速度による		
		通信が可能であるもの。		
	備考			
	1 サービスクラスによる通信の区分は、契約者回線ごとに			
	設定することができます。			
	2 高速イーサネット収容網が通常状態にある場合とは、通			
	信の相手先となる契約者回線へのトラフィックが複数契約			
	者回線から集中することがない状態をいいます。			
	イ 各サービスクラスにおける品目			
	(ア)固定速度型のもの			
	品 目 内 容			
·				

10Mb/s	10Mbit/sの符号伝送が可能なもの
100Mb/	100Mbit/sの符号伝送が可能なも
S	の

備考

- 1 契約者回線が提供する品目は同様とします。なお、高速 イーサネット収容網は、高速イーサネット収容網が通常状態にあり、網輻輳が発生していない場合において上記に規 定する符号伝送が可能なものとします。
- 2 通信の相手先となる品目が、その品目より小さい場合に 通信可能な伝送速度は、その通信の相手先の品目の伝送速 度までとします。
- 3 上記の品目と内容の符号伝送は、OSI参照モデルのレイヤ2のイーサネットフレーム符号伝送とします。レイヤ3以上の符号伝送を保証するものではありません。

(イ) 可変速度型のもの

	品目		
契約者 回線イ ンタフ ェース	上限伝 送速度	最低伝 送速度	内容
		1 M b / s	契約者インタフェースが10 Mbit/sの上限伝送速度 が10Mbit/sまでの、 最低伝送速度が1Mbit/ sの符号伝送が可能なもの
1 O M	1 0 M	2 M b / s	契約者インタフェースが 1 0 M b i t / s の上限伝送速度 が 1 0 M b i t / s までの、 最低伝送速度が 2 M b i t / s の符号伝送が可能なもの
b/s		3 M b /	契約者インタフェースが 1 0 M b i t / s の上限伝送速度 が 1 0 M b i t / s までの、 最低伝送速度が 3 M b i t / s の符号伝送が可能なもの
		5 M b /	契約者インタフェースが 1 0 M b i t / s の上限伝送速度 が 1 0 M b i t / s までの、 最低伝送速度が 5 M b i t / s の符号伝送が可能なもの

備考

- 1 契約者回線が提供する品目は、契約者回線インタフェースと同様とします。なお、高速イーサネット収容網は、高速イーサネット収容網が通常状態にあり、網輻輳が発生していない場合において上記に規定する符号伝送が可能なものとします。
- 2 通信の相手先となる品目が、その品目より小さい場合 に通信可能な伝送速度は、その通信の相手先の品目の伝 送速度までとします。
- 3 上記の品目と内容の符号伝送は、OSI参照モデルのレイヤ2のイーサネットフレーム符号伝送とします。レイヤ3以上の符号伝送を保証するものではありません。
- ウ KDDI Area Ethernet (OTNet) サービスに係る料金額は、 次表のとおり適用します。

適用

2 (料金額) の (1) とその高速イーサネット網サービス契約に応じて (2), (3) 及び (4) を適用します。

- ア KDDI Area Ethernet (OTNet) サービスには、高速イーサ ネット網サービス臨時契約に係るもの及び異経路によるもの を除いて、最低利用期間があります。
- イ 契約者は、最低利用期間内に次表左欄に定める事由があった場合は、第34条(定額利用料の支払義務)及び料金表通則 2から4までの規定にかかわらず、次表に定める料金の額に ついて、当社が定める期日までに一括して支払っていただきます。

区 分	支払を要する料金の
	額(税抜価格)
1 高速イーサネット網サービ	残余の期間に対応す
ス契約の解除があった場合	る料金(加算額を除
	きます。)に相当す
	る額
2 契約者回線の廃止、契約者	左欄に定める残額に
回線の移転若しくはKDDI Area	残余の期間を乗じて
Ethernet (OTNet) サービス	得た額
の品目の変更があった場合(
変更前の料金の額から変更後	
の料金の額を控除し、残額が	
ある場合に限ります。)	

備考

2欄の場合に、KDDI Area Ethernet (OTNet) サービスの品目の変更と同時に契約者回線の設置場所において、契約者回線の新設又は契約の解除を行うときの残額の算定は、同時に行う新設等の料金を合算して行います。

(4)長期継続 利用に係る 料金の適用

ア 当社は、契約者から、その高速イーサネット網サービス契約(高速イーサネット網サービス臨時契約を除きます。以下この欄について同じとします。)に係る契約者回線について、次表に定める期間の継続利用(以下この欄において「長期継続利用」といいます。)の申請があった場合には、その期間における料金については、2(料金額)(1)の額から同表に規定する額を減額して適用します。この場合、長期継続利用には同表の2種類があり、あらかじめいずれか1つを選択していただきます。

月額

種類	継続して利用する 期間	料金の減額 (税抜価格)
(7)3年利用	3年間	2 (料金額) (1)の 額に0.07を乗じて 得た額
(イ)6年利用	6年間	2 (料金額) (1)の額に0.11を乗じて得た額

- イ 長期継続利用に係る料金については、長期継続利用の申出 を当社が承諾した日(高速イーサネット網サービス契約の申 込みと同時に長期継続利用の申出があった場合は、その契約 者回線の提供を開始した日)から適用します。
- ウ 長期継続利用に係る料金の適用の対象となる期間(以下この欄において「長期継続利用期間」といいます。)には、契 約者回線の利用の一時中断及び利用停止があった期間を含む ものとします。
- エ 当社は、長期継続利用に係る契約者回線について、その高速イーサネット網サービス契約の解除があった場合には、長期継続利用期間を廃止します。
- オ 長期継続利用に係る契約者は、長期継続利用期間満了後も 長期継続利用を継続しようとするときは、長期継続利用期間 の満了日の10日前までに、新たに長期継続利用の種類を選 択して、当社に申し出ていただきます。
- カ 長期継続利用期間の中途における長期継続利用の種類の変 更については、変更後の種類の長期継続利用期間が変更前の 種類の長期継続利用期間よりも長くなる場合に限り行うこと ができます。
- キ 前項の規定により長期継続利用の種類を変更したときは、 変更後の種類の長期継続利用の料金については、その種類の 変更を当社が承諾した日から適用します。この場合、変更後 の種類の長期継続利用期間の満了日については、変更前の種 類の長期継続利用の適用を開始した日から起算して算出しま す。

ク 長期継続利用に係る契約者は、長期継続利用期間の満了前にKDDI Area Ethernet (OTNet) サービスの品目の変更によりその高速イーサネット網サービス契約に係る料金の額が減少した場合又は長期継続利用の廃止があった場合には、それぞれ次に掲げる料金の額を当社が定める期日までに一括して支払っていただきます。 区 分 (ア) 品目の変更に			
りその高速イーサネット網サービス契約に係る料金の額が減少した場合又は長期継続利用の廃止があった場合には、それぞれ次に掲げる料金の額を当社が定める期日までに一括して支払っていただきます。 区分 支払いを要する料金の額(税抜価格) (7) 品目の変更に 残余の期間に対応する長期継続利用適用後の料金から減少後の長期継続利用後の料金を控除して得た額をいいます。) に0.30を乗じて得た額をいいます。) に0.30を乗じて得た額をいいます。) にの、30を乗じて得た額をが生じた場合において、その期間に対応する廃止前の長期継続利用の廃止があった 場合が生じた場合において、その期間内において支払われる料金の総額(同表に基づき算定した支払を要する額を含みます。) が、その契約者回線が最低利用期間内において支払われる料金の総額(同表に基づき算定した支払を要する額を含みます。) が、その契約者においてを担かれる料金の総額をでした場合においてを対かれる料金の総額をでした場合においてを対かれる料金の総額をでした場合においてを登ます。 (5) 復旧等に 伴い契約者 回線の修理又は復旧をする場合に一括して支払っていただきます。 な障又は減失した契約者回線の修理又は復旧をする場合に一時的にその経路を変更した場合の料金は、その契約者回線を変更前の経路を変更した場合の料金は、その契約者回線を変更前の経路において修理又は復旧したものとみなして適用します。 契約者回線において、当社が特別な電気通信設備を提供した場合に、特別な電気通信設備に係る料金を適用します。 当社は、料金表別表に規定するところにより高額利用に係る基本額の割引を適用します。		ク 長期継続利用に係	系る契約者は、長期継続利用期間の満了前
少した場合又は長期継続利用の廃止があった場合には、それぞれ次に掲げる料金の額を当社が定める期日までに一括して支払っていただきます。 区分 支払いを要する料金の額(税抜価格) (7) 品目の変更に 残余の期間に対応する長期継続利用適 用後の料金が高減少後の長期継続利用適用後の料金を控除して得た額をいいます。) に0.30を乗じて得た額 ((1) 長期継続利用 残余の期間に対応する廃止前の長期継続利用の廃止があった 場合 期間に対応する廃止前の長期継続利用の廃止があった 場合が生じた場合において支払われる料金の総額(同表に基づき算定した支払を要する額を含みます。) が、その契約者回線が最低利用期間内において支払われる料金の総額(同表に基づき算定した支払を要する額を含みます。) が、その契約者回線が最低利用期間内に契約の解除があったとみないた場合において支払われる料金の総額を当社が定める期日までに一括して支払っていただきます。 (5) 復旧等に 伴い契約者回線の修理又は復旧をする場合に一時的にその経路を変更した場合の料金は、その契約者回線を下回る場合には、その契約者回線を変更した場合の料金は、その契約者回線を変更した場合の料金に、その契約者回線を変更した場合の料金に、その契約者回線を変更した場合の料金の適用 契約者回線において、当社が特別な電気通信設備を提供した場合に、特別な電気通信設備に係る料金を適用します。 (5) 復田等に 対策では 対策に表して 対策を表して 場合の料金は、その契約者回線を変更前の経路を変更した場合の料金は、その契約者回線を変更前の経路を変更した場合の料金は、その契約者回線において、当社が特別な電気通信設備を提供した場合に、特別な電気通信設備に係る料金を適用します。		[⊂KDDI Area Ether	net (OTNet) サービスの品目の変更によ
でれ次に掲げる料金の額を当社が定める期日までに一括して支払っていただきます。 区分 (ア) 最日の変更に		りその高速イーサネット網サービス契約に係る料金の額が減	
支払っていただきます。 区 分 支払いを要する料金の額 (税抜価格) (7) 品目の変更に 残余の期間に対応する長期継続利用適 用後の料金が減少後の長期継続利用後の料金を控除して得た額をいいます。) に0.30を乗じて得た額 (4) 長期継続利用 残余の期間に対応する廃止前の長期継 続利用適用後の料金を控除して得た額をいいます。) に0.30を乗じて得た額 (4) 長期継続利用の廃止があった 場合 場合が生じた場合において、その期間内において支払われる料金の総額 (同表に基づき算定した支払を要する額を含みます。) が、その契約者回線が最低利用期間内に契約の解除があったとみなした場合において支払われる料金の総額を当社が定める期日までに一括して支払っていただきます。		少した場合又は長期継続利用の廃止があった場合には、それ	
区分 支払いを要する料金の額 (税抜価格) (7) 品目の変更に 残余の期間に対応する長期継続利用適 用後の料金が減少 した場合 利用適用後の料金を控除して得た額をいいます。)に0.30を乗じて得た額 (4) 長期継続利用 の廃止があった 場合 た額 ケ 長期継続利用の開始から1年以内にクの表の(4)に該当する場合が生じた場合において、その期間内において支払われる料金の総額(同表に基づき算定した支払を要する額を含みます。)が、その契約者回線が最低利用期間内に契約の解除があったとみなした場合において支払われる料金の総額を下回る場合には、その差額を当社が定める期日までに一括して支払っていただきます。 (5) 復旧等に 伴い契約者 回線の修理又は復旧をする場合にして支払っていただきます。 故障又は滅失した契約者回線の修理又は復旧をする場合にこその経路を変更した場合の料金 (6) 特別な電気通信設備に移の料金の適用		ぞれ次に掲げる料金	€の額を当社が定める期日までに一括して
(7) 品目の変更に より料金が減少 した場合 開後の料金の差額(減少前の長期継続利用適用後の料金を控除して得た額をいいます。)に0.30を乗じて得た額 ((イ) 長期継続利用 の廃止があった 場合 (イ) 長期継続利用の廃止があった 場合が生じた場合において、その期間内において支払われる料金の総額(同表に基づき算定した支払を要する額を含みます。)が、その契約者回線が最低利用期間内に契約の解除があったとみなした場合において支払われる料金の総額を下回る場合には、その差額を当社が定める期日までに一括して支払っていただきます。 (5) 復旧等に 伴い契約者 回線の経路を変更した場合の料金 (6) 特別な電気通信設備を選及において修理又は復旧したものとみなして適用します。 を変更した場合の料金 (6) 特別な電気通信設備において修理又は復旧したものとみなして適用します。 タッキ (6) 特別な電気通信設備によいて修理又は復旧したものとみなして適用します。 お障又は減失した契約者回線を変更前の経路を変更した場合の料金は、その契約者回線を変更前の経路を変更した場合の料金は、その契約者目線を変更により高額利用による適用します。 シー・サール は は 、 特別な電気通信設備に係る料金を適用します。 シー・サール は 、 対象を表別表に規定するところにより高額利用に係る基本額の割引の適用 (8) 付加機能を利用した場合、2 料金額の(4) の (4) の シー・サール は は 、 対象を表別表に規定するところにより高額利用に係る基本額の割引の適用 (8) 付加機能を利用した場合、2 料金額の(4) の		支払っていただきま	きす。
より料金が減少した場合 おり料金が減少した場合 用後の料金を控除して得た額をいいます。)に0.30を乗じて得た額をいいます。)に0.30を乗じて得た額の廃止があった場合に対あった場合に対応する廃止前の長期継続利用の廃止があった場合に対応する廃止前の長期継続利用適用後の料金に0.30を乗じて得た額を指列をの総額(同表に基づき算定した支払を要する額を含みます。)が、その契約者回線が最低利用期間内に契約の解除があったとみなした場合において支払われる料金の総額を下回る場合には、その差額を当社が定める期日までに一括して支払っていただきます。 (5) 復旧等に伴い契約者回線の修理又は復旧をする場合に一時的にその経路を変更した場合の料金は、その契約者回線を変更した場合の料金は、その契約者回線を変更した場合の料金において修理又は復旧したものとみなして適用します。 (5) 復旧等に特別な電気通信設備を提供した場合により高額利用に係る基本額の割引の適用 (7) 高額利用に係る基本額の割引の適用 当社は、料金表別表に規定するところにより高額利用に係る基本額の割引の適用		区分	支払いを要する料金の額(税抜価格)
した場合 利用適用後の料金から減少後の長期継続利用後の料金を控除して得た額をいいます。)に0.30を乗じて得た額 (イ) 長期継続利用 の廃止があった 場合 探索の期間に対応する廃止前の長期継続利用適用後の料金に0.30を乗じて得た額		(ア) 品目の変更に	残余の期間に対応する長期継続利用適
(イ) 長期継続利用 の廃止があった 場合 探索の期間に対応する廃止前の長期継 続利用適用後の料金に0.30を乗じて得た額 保証 特別 機合		より料金が減少	用後の料金の差額(減少前の長期継続
(イ) 長期継続利用 の廃止があった 場合 ケ 長期継続利用の開始から1年以内にクの表の(イ)に該当する場合が生じた場合において、その期間内において支払われる料金の総額(同表に基づき算定した支払を要する額を含みます。)が、その契約者回線が最低利用期間内に契約の解除があったとみなした場合において支払われる料金の総額を下回る場合には、その差額を当社が定める期日までに一括して支払っていただきます。 (5) 復旧等に 件い契約者 回線の経路を変更した場合の料金は、その契約者回線の修理又は復旧をする場合に一時的にその経路を変更した場合の料金は、その契約者回線を変更前の経路を変更した場合の料金は、その契約者回線を変更前の経路を変更した場合の料金は、その契約者回線を変更前の経路を変更した場合の料金において修理又は復旧したものとみなして適用します。 (6) 特別な電気通信設備に係る料金を適用します。 (7) 高額利用に係る基本額の割引の適用 (8) 付加機能		した場合	利用適用後の料金から減少後の長期継
(イ) 長期継続利用 の廃止があった 場合 ケ 長期継続利用の開始から1年以内にクの表の(イ)に該当する場合が生じた場合において、その期間内において支払われる料金の総額(同表に基づき算定した支払を要する額を含みます。)が、その契約者回線が最低利用期間内に契約の解除があったとみなした場合において支払われる料金の総額を下回る場合には、その差額を当社が定める期日までに一括して支払っていただきます。 (5) 復旧等に伴い契約者回線の修理又は復旧をする場合に一時的にその経路を変更した場合の料金は、その契約者回線の修理又は復旧をする場合に一時的にその経路を変更した場合の料金は、その契約者回線を変更前の経路を変更した場合の料金は、その契約者回線を変更が多数を変更した場合の料金において修理又は復旧したものとみなして適用します。 (6) 特別な電気通信設備に係る料金を適用します。 (7) 高額利用に係る基本額の割引の適用 (8) 付加機能 当社が提供する付加機能を利用した場合、2 料金額の(4) の			続利用後の料金を控除して得た額をい
の廃止があった 場合 た額 た額 ケ 長期継続利用の開始から1年以内にクの表の(イ)に該当する 場合が生じた場合において、その期間内において支払われる 料金の総額(同表に基づき算定した支払を要する額を含みます。)が、その契約者回線が最低利用期間内に契約の解除が あったとみなした場合において支払われる料金の総額を下回る場合には、その差額を当社が定める期日までに一括して支払っていただきます。			います。) に0.30を乗じて得た額
場合 た額 ケ 長期継続利用の開始から1年以内にクの表の(イ)に該当する場合が生じた場合において、その期間内において支払われる料金の総額(同表に基づき算定した支払を要する額を含みます。)が、その契約者回線が最低利用期間内に契約の解除があったとみなした場合において支払われる料金の総額を下回る場合には、その差額を当社が定める期日までに一括して支払っていただきます。 (5)復旧等に件い契約者回線の修理又は復旧をする場合に一時的にその経路を変更した場合の料金は、その契約者回線を変更前の経路において修理又は復旧したものとみなして適用します。 経路において修理又は復旧したものとみなして適用します。 (6)特別な電気通信設備に係る料金を適用します。 (7)高額利用に係る基本額の割引の適用 (8)付加機能 当社が提供する付加機能を利用した場合、2 料金額の(4)の		(イ) 長期継続利用	残余の期間に対応する廃止前の長期継
ケ 長期継続利用の開始から1年以内にクの表の(イ)に該当する 場合が生じた場合において、その期間内において支払われる 料金の総額(同表に基づき算定した支払を要する額を含みます。)が、その契約者回線が最低利用期間内に契約の解除が あったとみなした場合において支払われる料金の総額を下回る場合には、その差額を当社が定める期日までに一括して支払っていただきます。 (5)復旧等に 伴い契約者 回線の修理又は復旧をする場合に一時的にその経路を変更した場合の料金は、その契約者回線を変更前の経路を変更した場合の料金は、その契約者回線を変更前の経路において修理又は復旧したものとみなして適用します。 (6)特別な電気通信設備に係る料金を適用します。 契約者回線において、当社が特別な電気通信設備を提供した場合に、特別な電気通信設備に係る料金を適用します。 当社は、料金表別表に規定するところにより高額利用に係る基本額の割引の適用 (8)付加機能 当社が提供する付加機能を利用した場合、2 料金額の(4)の		の廃止があった	続利用適用後の料金に0.30を乗じて得
場合が生じた場合において、その期間内において支払われる料金の総額(同表に基づき算定した支払を要する額を含みます。)が、その契約者回線が最低利用期間内に契約の解除があったとみなした場合において支払われる料金の総額を下回る場合には、その差額を当社が定める期日までに一括して支払っていただきます。 (5)復旧等に伴い契約者回線の修理又は復旧をする場合に一時的にその経路を変更した場合の料金は、その契約者回線を変更前の経路において修理又は復旧したものとみなして適用します。 (6)特別な電気通信設備の料金の適用 (7)高額利用に係る基本額の割引の適用 (8)付加機能 当社が提供する付加機能を利用した場合、2 料金額の(4)の		場合	た額
料金の総額(同表に基づき算定した支払を要する額を含みます。)が、その契約者回線が最低利用期間内に契約の解除があったとみなした場合において支払われる料金の総額を下回る場合には、その差額を当社が定める期日までに一括して支払っていただきます。 (5) 復旧等に伴い契約者回線の修理又は復旧をする場合に一時的にその経路を変更した場合の料金は、その契約者回線を変更前の経路を変更した場合の料金は、その契約者回線を変更前の経路において修理又は復旧したものとみなして適用します。 (6) 特別な電気通信設備の料金の適用 (7) 高額利用に係る基本額の割引の適用 (8) 付加機能 当社が提供する付加機能を利用した場合、2 料金額の(4) の		ケー長期継続利用の開	開始から1年以内にクの表の(イ)に該当する
す。)が、その契約者回線が最低利用期間内に契約の解除があったとみなした場合において支払われる料金の総額を下回る場合には、その差額を当社が定める期日までに一括して支払っていただきます。 (5) 復旧等に伴い契約者回線の修理又は復旧をする場合に一時的にその経路を変更した場合の料金は、その契約者回線を変更前の経路において修理又は復旧したものとみなして適用します。 (6) 特別な電気通信設備の料金の適用 (7) 高額利用に係る基本額の割引の適用 (8) 付加機能 当社が提供する付加機能を利用した場合、2 料金額の(4) の		場合が生じた場合に	こおいて、その期間内において支払われる
あったとみなした場合において支払われる料金の総額を下回る場合には、その差額を当社が定める期日までに一括して支払っていただきます。 (5) 復旧等に伴い契約者回線の修理又は復旧をする場合に一時的にその経路を変更した場合の料金は、その契約者回線を変更前の経路を変更した場合の料金の当月の適用 (6) 特別な電気通信設備に係る料金を適用します。 ジャンの経路を変更した場合の料金は、その契約者回線を変更前の経路を変更した場合の料金において修理又は復旧したものとみなして適用します。 (6) 特別な電気通信設備に係る料金を適用します。 ジャンのといるでは、特別な電気通信設備を提供した場合に、特別な電気通信設備に係る料金を適用します。 当社は、料金表別表に規定するところにより高額利用に係る基本額の割引の適用 (8) 付加機能 当社が提供する付加機能を利用した場合、2 料金額の(4) の		料金の総額(同表に	基づき算定した支払を要する額を含みま
る場合には、その差額を当社が定める期日までに一括して支払っていただきます。 (5) 復旧等に 供い契約者 に		す。)が、その契約	内者回線が最低利用期間内に契約の解除が
払っていただきます。 (5) 復旧等に 伴い契約者 回線の経路 を変更した 場合の料金 (6) 特別な電 気通信設備 の料金の適用 (7) 高額利用 に係る基本 額の割引の適用 (8) 付加機能 払っていただきます。 故障又は滅失した契約者回線の修理又は復旧をする場合に一時的にその経路を変更した場合の料金は、その契約者回線を変更前のとみなして適用します。 契約者回線において、当社が特別な電気通信設備を提供した場合に、特別な電気通信設備に係る料金を適用します。 当社は、料金表別表に規定するところにより高額利用に係る基本額の割引の適用 (8) 付加機能 当社が提供する付加機能を利用した場合、2 料金額の(4) の		あったとみなした場	合において支払われる料金の総額を下回
(5) 復旧等に 伴い契約者 回線の経路 を変更した 場合の料金 (6) 特別な電 気通信設備 の料金の適用 (7) 高額利用 に係る基本 額の割引の 適用 (8) 付加機能 (5) 復旧等に 伴い契約者 回線の経路を変更した場合の料金は、その契約者回線を変更前の 経路において修理又は復旧したものとみなして適用します。 契約者回線において、当社が特別な電気通信設備を提供した場合 に、特別な電気通信設備に係る料金を適用します。		る場合には、その差	額を当社が定める期日までに一括して支
伴い契約者 回線の経路 を変更した 場合の料金 (6)特別な電 気通信設備 の料金の適用 (7)高額利用 に係る基本 額の割引の 適用 (8)付加機能 (8)付加機能		• • • • • • • •	•
回線の経路 を変更した 場合の料金 (6)特別な電 気通信設備 の料金の適用 (7)高額利用 に係る基本 額の割引の 適用 (8)付加機能 と数において、当社が特別な電気通信設備を提供した場合 に、特別な電気通信設備に係る料金を適用します。 当社は、料金表別表に規定するところにより高額利用に係る基本 額の割引の 適用 (8)付加機能 当社が提供する付加機能を利用した場合、2 料金額の(4)の	(5)復旧等に		
を変更した 場合の料金 (6)特別な電 気通信設備 の料金の適用 (7)高額利用 に係る基本 額の割引の 適用 (8)付加機能 当社が提供する付加機能を利用した場合、2 料金額の(4)の			
場合の料金 (6) 特別な電 契約者回線において、当社が特別な電気通信設備を提供した場合 気通信設備 の料金の適 用 当社は、料金表別表に規定するところにより高額利用に係る基本 額の割引の 適用 (8) 付加機能 当社が提供する付加機能を利用した場合、2 料金額の(4) の		栓めにめいて修理又は 	、復旧したものとみなして適用します。
(6)特別な電 契約者回線において、当社が特別な電気通信設備を提供した場合 気通信設備 の料金の適 用 当社は、料金表別表に規定するところにより高額利用に係る基本 額の割引の 適用 (8)付加機能 当社が提供する付加機能を利用した場合、2 料金額の(4)の			
気通信設備 の料金の適 用 (7)高額利用 当社は、料金表別表に規定するところにより高額利用に係る基本 額の割引の 適用 (8)付加機能 当社が提供する付加機能を利用した場合、2 料金額の(4)の			
の料金の適用 (7)高額利用 当社は、料金表別表に規定するところにより高額利用に係る基本 額の割引を適用します。 額の割引の 適用 (8)付加機能 当社が提供する付加機能を利用した場合、2 料金額の(4)の	(=) 11/11 0 1 1		
用 (7) 高額利用 当社は、料金表別表に規定するところにより高額利用に係る基本 額の割引の 適用 (8) 付加機能 当社が提供する付加機能を利用した場合、2 料金額の(4)の		I〜、特別な電気通信設 	「偏に係る料金を週用します。
(7) 高額利用 当社は、料金表別表に規定するところにより高額利用に係る基本 額の割引を適用します。 額の割引の 適用 (8) 付加機能 当社が提供する付加機能を利用した場合、2 料金額の(4) の			
に係る基本 額の割引の 適用 (8)付加機能 当社が提供する付加機能を利用した場合、2 料金額の(4)の	,		
額の割引の 適用 (8)付加機能 当社が提供する付加機能を利用した場合、2 料金額の(4)の			
適用 (8)付加機能 当社が提供する付加機能を利用した場合、2 料金額の(4)の		徴の制引を週用しまり 	0
(8) 付加機能 当社が提供する付加機能を利用した場合、2 料金額の(4)の			
		VI 1 1810 III L 7 1 L - III	
に係る料金 覩を適用しまり。			既を利用した場合、2 料金額の(4)の
1-W 041 = 1	に係る料金	谻を週用します。 	
の適用	の適用		

2 料金額

(1)回線使用料

ア 固定速度型の契約者回線のもの

契約者回線1回線ごとに月額

品目	料 金 額 (税抜価格(税込価格))
1 0 M b / s のもの	88,000円 (96,800円)
100Mb/sのもの	280,000円(308,000円)

イ 可変速度型の契約者回線のもの

契約者回線1回線ごとに月額

			<u> </u>	
品目			del A ±T	
契約者回線 インタフェ ース	上限伝送速度	最低伝送速度	料金額 (税抜価格(税込価格))	
10Mb/s	1 0 M b / s	1 M b / s	35,000円	
			(38,500円)	
		2 M b / s	50,000円	
			(55,000円)	
		3 M b / s	65,000円	
			(71,500円)	
		5 M b ∕ s	85,000円	
			(93,500円)	

(2)加算額

月額

区 分			料金額
		単位	(税抜価格
			(税込価格))
ア 異経路の線路使用料		_	別に算定する実費
	固定速度型のもの	1台ごとに	5,000円
イ 回線終端 装置使用料	回足还及空のもの		(5,500円)
	可変速度型のもの	1台ごとに	5,000円
	可変速度型のもの		(5,500円)
		and the same of	

備考 別に算定する実費の算定方法については、当社が指定する高速イーサネット 網サービス取扱所において閲覧に供します。

(3) 特別な電気通信設備の使用料

科並性別 科並領

特別	な電気	诵信封	品借付	用料
1 11 711	- O H- A	10 0.	ᆇᄞᄪᄓᆇ	711777

別に算定する実費

(4)付加機能使用料

	区分	単位	料金額(税抜価格 (税込価格)
優先制御機能	イーサネットフレーム若しくは I P データグラムをイーサネットフレー ム若しくは I Pデータグラムごとに あらかじめ指定した優先順位に従っ て契約者回線の終端方向に転送する 機能	1の契約者 回線ごとに	10,000円(11,000円)
	備 ア 当社は、契約者から請求があ 考 す。 イ この機能に係るその他の提供 ところによります。		

第2 高速イーサネット網サービス臨時契約に係るもの

回線使用料 又は加算額

日額

その契約者回線等を高速イーサネット網サービス臨時契約以外に係る契約とみなした場合に適用される料金額の10分の1

第2表 工事に関する費用

第1 工事費

1 適用

工事費の適用については、第35条(工事費の支払義務)の規定によるほか、次のとおりとします。

人のこのりこ	. 0 6 7 0	
区分		内容
(1) 工事費の	工事費は、工事を要する	ることとなる契約者回線及び端末設備に
適用	おいて、1の工事ごとは	こ2 (工事費の額)に定める額を適用し
,_,,,	ます。	
	- • •	ネット網サービス臨時契約に関する工事
		の規定にかかわらず別に算定する実費
		の放在にかかわりり別に昇足りる天貨
(-) III III	とします。	
(2)端末設備		の工事費は、移転先の取付けに関する工
の移転の場	事に適用します。	
合の工事費		
の適用		
(3)工事の適	標準的な工事の区分は次	欠のとおりとします。
用区分	工事の区分	適用
	ア端末設備に係	端末設備の設置、区別の変更、移転
	る工事	、接続変更又は一時中断、一時中断
		の再利用等の場合に適用します。
	イ配線設備に係	配線設備の設置、区別の変更、移転
	る工事	、接続変更又は一時中断、一時中断
	タエ事	、ほ桃変更スは「時中断、「時中断」 の再利用等の場合に適用します。
	ウ 回線接続等に	契約者回線について、高速イーサネ
	係る工事	ット網サービス取扱局の主配線盤等
		において契約者回線の接続工事を要
		する場合に適用します。
	エジ約者回線群	契約者回線群の設定及び変更の場合
	の設定等に係る	に適用します。
	工事	
		優先制御機能に関する付加機能を使用
	る工事	する場合に適用します。
	マーチ	, 5 MH:= ~= /11 5 0 · / 0

2 工事費の額

1の工事ごとに

	· · · - · - · · · · · · · · · · · · · ·
工事の区分	工事費の額
	(税抜価格(税込価格))
端末設備に係る工事	8,000円
	(8,800円)
配線設備に係る工事	12,000円
	(13,200円)
回線接続等に係る工事	2,500円
	(2,750円)
契約者回線群の設定等に係る工事	3,500円
	(3,850円)
付加機能に係る工事	2,000円
(優先制御機能に係るもの)	(2,200円)
備考 上記の他、建柱等特別な工事を要す	る場合は、別途実費相当額を頂くことが
あります。	

第2 設備費

1 適用

設備費の適用については、第36条(設備費の支払義務)の規定によるほか、 次のとおりとします。

区分	内容
設備費の適用	設備費は、次の設備について適用します。
	(ア)高速イーサネット網サービス臨時契約を締結したものに係
	る電気通信設備の部分
	(イ)異経路の線路の部分
	(ウ)特別な電気通信設備の部分

2 設備費の額

単位	内容
当該設備ごとに	別に算定する実費
備考 別に算定する実費の算定方法については、当社が指定する高速イーサネッ	
ト網サービス取扱所において閲覧に供します。	

第3表 附帯サービスに関する料金

第1 支払証明書の発行手数料

1 適用

支払証明書の発行手数料の適用については、別記12(支払証明書の発行)の規定によるほか、次のとおりとします。

,,,,,	, , , , = 00 , = 0 0 , 0
区分	内容
(1)支払証明書	契約者は、2 (料金額)の規定にかかわらず、当社が別に定
の発行手数料	める頻度又は態様等により支払証明書の発行の請求を行った
の適用	場合を除き、支払証明書発行手数料の支払いを要しません。

2 料金額

区 分	単 位	料金額(税抜価格
		(税込価格))
支払証明書発行手数料	支払証明書の発行1回ごとに	400円
		(440円)

備考

1 支払証明書の発行を受けようとするときは、上記手数料のほか、印紙代及び郵送料が必要な場合があります。

附則

(実施期日)

この約款は、平成19年5月1日から実施します。

附則

(実施期日)

この改正規定は、平成20年1月1日から実施します。

附則

(実施期日)

この改正規定は、平成22年8月1日から実施します。

附則

(実施時期)

1 この改正規定は、平成22年10月1日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施の日から平成23年8月31日までの間に、支払証明書の発行の請求をし、その承諾を受けたときは、契約者は、別記12の(2)の規定にかかわらず、その請求に係る料金表第3表(附帯サービスに関する料金)に規定する支払証明書発行手数料の支払いを要しません。
- 3 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成23年2月1日から実施します。

附則

(実施期日)

1 この改正規定は、平成23年9月1日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附則

(実施期日)

1 この改正規定は、平成26年4月1日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則

(実施期日)

この改正規定は、平成28年5月21日から実施します。

附則

(実施期日)

この改正規定は、令和2年4月1日から実施します。

附則

(実施期日)

この改正規定は、令和3年4月1日から実施します。

附則

(実施期日)

この改正規定は、令和4年4月1日から実施します。

附 則

(実施期日)

1 この改正規定は、令和5年4月1日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附則

(実施期日)

1 この改正規定は、令和6年2月1日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。